

「快報 風険消息」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌「中国風険消息」の速報版です。

2019年3月25日

3.21 塩城市 化学工場爆発事故



事故概要

3月21日14時48分頃、江蘇省塩城市都市响水県の中国資本系化学工場(以下、A社という)で、大規模な爆発事故が発生しました。23日午前7時現在、64人が死亡、うち26人は身元判明済みですが、残る38人はなお身元の特定ができていません。また、救助されたもののうち、21名が危篤状態、73名が重症となっています。この他、28名がなお行方不明となっています。中国政府の国務院は、現地に「3.21 特別重大爆発事故調査チーム」を設置し、具体的な原因の究明にあたっています。

これまでの経緯

今回の事故を受けて、A社のこれまでの状況(特に安全と環境保護にかかわる情報)も次々と各メディアで取り上げられ、注目を集めています。以下に代表的なものを紹介します。

1. 2018年2月7日、国家安全監管総局は、「安全・潜在的なリスク対策に関する問題とその改善を促す通知(http://www.chinasafety.gov.cn/gk/xxgk/201802/t20180208_200903.shtml)」を公表し、その中に「潜在的なリスクに関する課題リスト」を掲載、その中にA社への指摘が13個も含まれていました。「化学工業、危険品生産企業における重大な生産安全事故のリスク判定基準解説」により、A社が抱える潜在的なリスクは、そのほとんど全てが重大生産安全事故につながりかねないものであり、同解説において、「現場の管理は十分になされておらず、液体やガスの漏洩が多い。巡回検査制度や対応ルールが整備されていない。重大な危険源となるベンゼン・メタノール等の保管タンクに緊急遮断弁を設置していない。ベンゼン、メタノールを用いる現場に漏洩防止のための応急処置を講じていない」などの問題点を指摘していました。

2. 2016年7月～2018年7月までの約2年間、A社は、政府・環境保護部門より、環境保護規制に違反したとして7回の処罰を受けています。処罰理由は、大気汚染や固形廃棄物の処理、環境影響評価制度への違反とされています。

3. A 社が取得すべき「安全生産許可」と「危険品安全生産許可」はいずれも 2016 年に期限切れとなっており、許可が更新されたとの情報は確認できていません。A 社は、かつて ISO9001 品質マネジメントシステム、ISO14000 環境マネジメントシステム、OHSAS 認証(職場の健康と安全管理マネジメントシステム)を取得したことがあるが、これらの認証はいずれも更新されていないようです。

4. A 社の元董事長・B 氏やその他の管理者は、2017 年 1 月に環境汚染罪で実刑判決を受けています。B 氏個人に対しては懲役 1 年 6 ヶ月、執行猶予 2 年、罰金 30 万円の処罰が科されました。今回の事故を受け、B 氏(現在は A 社の総経理)は救命治療を受けており、その他の関係者は公安の監視下に置かれています。

今後の見通し等

1. 安全当局による監督の強化

この事故を通じて、安全当局による企業への管理・監督における問題点が改めて明らかになったといえます。これまで、事故が発生するたびに、安全当局は「事故から教訓を得て、潜在的なリスクを排除する活動を展開しよう」と繰り返し強調してきたものの、潜在的なリスクを発見した後も、直ちに根本的な対策を講じてこれを排除することができていませんでした。つまり、多くのケースにおいて、安全対策が十分でない企業に対して指導を与えるか、罰金を科す程度のレベルにとどまったため、一部の企業において、「違法行為を指摘されても、罰金を支払えば済むので大きな問題ではない」といった甘い考えを植え付け、根本的な改善につながらなかった可能性が指摘されています。

最新の報道によると、今回の事故以降、多くの省・市の緊急管理部門において、次々に安全生産活動会議が緊急実施され、今後、各地の安全生産指導委員会によって企業に対する大規模な安全監査が行われる予定です。特に、危険化学品の保管や生産フローに関する監督が強化される見通しです。安全当局による監査において、何らかの問題点が発見された場合には、即座の改善を要求されることとなりますが、改善が実現できない場合には、会社が責任を厳しく追及されること、ひいては事業の存続自体が困難となるケースも想定されます。今後当面の間は、企業は頻繁かつ厳格な当局検査に直面することとなるでしょう。

2. 企業責任

生産活動における安全確保は、政府の管理部門だけでなく、各企業の重要な責任でもあります。企業は利潤を追求して安全への投資や対応を怠ってはいけません。万が一、重大な安全事故が発生した場合、企業の経営者や安全管理責任者は、個人としても刑事責任を問われる可能性があります。安全生産法(第 91 条)は、「生産活動を行い企業の経営者が規定に違反して生産安全事故が発生した場合には、罷免処分を科す。また、犯罪に相当する違法行為を行った場合には、刑法の関連規定に従って刑事責任を追及する」と規定しています。これらを踏まえると、安全は常に最優先に考慮されるべきテーマとなります。各企業においては、

今回の事故を教訓として、全社的な自己点検を実施することをお勧めします。特に、危険化学品を取り扱う企業においては、「危険品従業員安全生産標準化審査基準」を参考にして、その他の法規や国家標準(GB)も踏まえつつ、工場に潜在するリスクについて網羅的な自主点検を実施し、速やかに改善のための措置を実施する必要があるといえます。

以 上

執筆: インターリスク上海 コンサルティング部 シニアマネジャー 楊 奥

瑛得管理諮詢(上海)は、中国・上海に設立されたMS&ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

瑛得管理諮詢(上海)有限公司 (日本語表記: インターリスク上海)
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
TEL:+86-(0)21-6841-0611(代表)